

令和3年7月16日

三重県知事 鈴木 英敬 殿

三重県津市片田町字壱町田594番4
愛知機械工業株式会社 津事業所
工場長 安井 謙

地球温暖化対策実施状況報告書の提出について

三重県地球温暖化対策推進条例第9条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 提出資料 地球温暖化対策実施状況報告書等 1部 または 電子媒体 1部
- 2 地球温暖化対策担当部署 工務課
担当者名 [REDACTED] エーケー・トランスポート・サービス(株)
(愛知機械工業(株) 津事業所内)
電話番号 059-237-4100
Fax番号 059-237-2340
電子メールアドレス [REDACTED]

令和 2（2020）年度地球温暖化対策実施状況報告書

1 事業の概要

事業者名	愛知機械工業株式会社		
工場（事業所）名	津事業所		
エネルギー管理指定工場等指定番号	0095141		
業種（日本標準産業分類の中分類）	輸送用機械器具製造業		
従業員数	130人		
ホームページURL	http://www.aichikikai.co.jp		
地球温暖化対策担当部署	工務課		
担当者名	[REDACTED]（エケー・トランスポート・サービス(株)）		
連絡先	住所	三重県津市片田町字壺町田594番4	
	電話番号	059-237-4100	
	Fax番号	059-237-2340	
	電子メールアドレス	[REDACTED]	

2 温室効果ガスの排出の状況等

温室効果ガス区分	基準年度 (2019) 年度	現況 (2020) 年度	対基準年度比 (%)
温室効果ガス排出量 A	10,318ton-CO ₂	7,921ton-CO ₂	76.8
原単位排出量 A/B	0.00788ton-CO ₂ / 台	0.00738ton-CO ₂ / 台	93.6
原単位に用いた指標 B（単位）	1,309,343 (台)	1,074,031 (台)	82.0
原単位に用いた指標の設定方法	製品生産台数		

3 製造品出荷額等

製造品出荷額等 ^(注)	3,960百万円
------------------------	----------

※製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額

※製造業事業所のみ記載してください。

4 エネルギーの使用の状況等

(1) エネルギーの使用量等

別紙「エネルギーの使用の状況」のとおり

(2) 鉱業・化学製品の生産・使用量 ※該当がある場合

① 生産量

製 品	生産量 (t)	製 品	生産量 (t)
セメント	t	カーボンブラック	t
生石灰	t	スチレン	t
アンモニア	t	メタノール	t
エチレン	t	1,2-ジクロロエタン*	t
硝酸	t	コークス	t
アジピン酸	t		

(*別名：二塩化エタン、二塩化エチレン、エチレンジクロライド)

②使用量

製 品	石灰石使用量 (t)	石灰石純度 (%)
セメント製造	t	%
生石灰製造	t	%

製 品	使用量 (t)
ドロマイト	t

5 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

別紙「(報告用) 地球温暖化対策チェックリスト」のとおり

6 温室効果ガス排出抑制への取組とその効果

1. 温室効果ガス排出において、生産性の向上や改善により、19年度に比べ、削減が出来た。
2. 設備の寄席止めによるコンプレッサーの停止を実施した。: 26ton・CO2
3. 省エネポスター掲示、社内通達による啓蒙活動、ライトダウンキャンペーンの参加による省エネの実施。

以上、次年度以降も、生産性向上(時間当たり出来高向上)等を図ってゆく。

指定一第2表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	2020 年度						
		使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		
		数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	数値	熱量 G J	
燃 料 及 び 熱	原油(コンデンセートを除く。)	kl						
	原油のうちコンデンセート(NGL)	kl						
	揮発油	kl						
	ナフサ	kl						
	灯油	kl						
	軽油	kl						
	A重油	kl						
	B・C重油	kl						
	石油アスファルト	t						
	石油コークス	t						
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t	17	864			
		石油系炭化水素ガス	千m ³					
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t					
		その他可燃性天然ガス	千m ³					
	石炭	原料炭	t					
		一般炭	t					
		無煙炭	t					
	石炭コークス	t						
	コールタール	t						
	コークス炉ガス	千m ³						
	高炉ガス	千m ³						
	転炉ガス	千m ³						
	その他の燃料	都市ガス	千m ³					
		()						
	産業用蒸気	GJ						
	産業用以外の蒸気	GJ						
温水	GJ							
冷水	GJ							
小計	GJ		864					
電 気	電気事業者	昼間買電	千kWh	10,610	105,782			
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	(6,367)	(63,479)			
		夜間買電	千kWh	7,651	71,001			
	その他	上記以外の買電	千kWh					
		自家発電	千kWh					
小計	千kWh	18,261	176,783					
合計 G J				177,647				
原油換算kl			①	4,583	②	③		
前年度原油換算kl				5,631				
対前年度比 (%)				81.4				

その他の燃料(都市ガス)については、ガス会社等から提示された単位発熱量(例: 45.0MJ/m³): 13A { 45.0 GJ/千m³ }

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

様式5

(報告用)地球温暖化対策チェックリスト

※チェックリスト作成にあたっては、三重県事業者地球温暖化対策指針をご参照ください。

	(令和2)年度				該当なし
	実施・導入状況				
	運用可能箇所・設備で全て	部分的には実施・導入	実施・導入していない	対策は実施・導入できない	
温室効果ガス削減対策メニュー					
1. 事業活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置					
①運用による対策					
(1)一般管理の実施					
ア	推進体制の整備	○			
イ	エネルギーの使用に関するデータ管理	○			
ウ	運転管理	○			
エ	保守及び点検	○			
(2)ボイラー・工業炉・空調・照明等設備の運用改善					
ア	燃料の燃焼の合理化(燃焼設備)				○
イ	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化(熱利用設備)				○
ウ	排熱の回収利用(排熱回収設備)				○
エ	熱の動力等への変換の合理化				○
オ	放射、伝熱、抵抗等によるエネルギーの損失の防止(熱利用設備並びに受変電設備及び配電設備)				○
カ	電気の動力、熱等への変換の合理化(電気使用設備)		○		
キ	エネルギー管理システム(EMS)等の採用				○
②設備導入等による対策					
(1)ボイラー・工業炉・空調・照明等設備への省エネ技術の導入(設備改善を含む)					
ア	燃焼設備				○
イ	熱利用設備				○
ウ	排熱回収設備				○
エ	発電専用設備、コージェネレーション設備				○
オ	電気使用設備		○		
カ	空気調和設備		○		
キ	給湯設備、換気設備、昇降設備等				○
ク	照明設備		○		
(2)その他の排出抑制対策					
ア	再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用				○
イ	余剰蒸気の活用等				○
ウ	エネルギー使用合理化に関するサービス提供事業者の活用			○	
③その他の対策					
ア	環境物品等の選択		○		
イ	廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用	○			
2. 自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置					
ア	推進体制の整備及び日常的な管理		○		
イ	低燃費車の導入		○		
ウ	エコドライブの推進		○		
3. 従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置					
①公共交通機関等の利用等への転換					
ア	通勤バスの運行				○
イ	自転車利用の推進				○
ウ	パークアンドライドの奨励				○
エ	通勤手当の見直し等				○
オ	旅客輸送事業者等との連携強化				○
カ	従業員への研修及び啓発				○
②エコドライブ等の推進					
ア	自動車整備の促進		○		
イ	従業員への支援		○		
ウ	従業員への研修及び啓発		○		

温室効果ガス削減対策メニュー	(令和2)年度				
	実施・導入状況				該当なし
	運用可能箇所・設備で全て	部分的には実施・導入	実施・導入していない	対策は実施・導入できない	
4. 劇場、映画館その他の集客施設における利用者の来場に係る自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置	-	-	-	-	-
①公共交通機関や自転車利用等の啓発	-	-	-	-	-
ア 公共交通機関や自転車利用の促進					○
イ エコドライブの啓発					○
ウ 次世代自動車の啓発					○
②施設整備・維持管理	-	-	-	-	-
ア 電気自動車用充電器の整備					○
イ 十分な広さの駐輪場の設置・維持管理					○
ウ 駐車場周辺への交通案内看板の設置					○
エ 交通整理員の配置					○
③施設利用者に対するサービスの提供	-	-	-	-	-
ア 公共交通機関利用者へのインセンティブの付与					○
イ 送迎バスの運行					○
ウ 自転車での来場者へのサービス提供					○
エ 次世代自動車利用者へのインセンティブの付与					○
④宅配サービスの実施等	-	-	-	-	-
ア 荷物の宅配サービスの実施					○
イ インターネット等を利用した物品販売の促進					○

※運用可能箇所・設備で全て実施・導入・・・・・・・・全ての箇所や設備で実施・導入済み
 部分的には実施・導入・・・・・・・・一部の箇所や設備で実施・導入済み
 実施・導入していない・・・・・・・・実施・導入できる状態だが、実施・導入していない
 実施・導入できない・・・・・・・・費用や設備等の理由により実施・導入できていない
 該当なし・・・・・・・・実施・導入できる箇所や設備がない